

# 願証寺蓮淳とその書状

——大小一揆研究序説——

はじめに

17 (北西)

蓮淳は寛正五(一四六四)年、本願寺蓮如の第六男(第十三子)として生まれた。諱は兼誉、三位と仮号し、願証寺殿、近松殿、光応寺殿ともいわれる。天文十九年(一五五〇)八月十八日、八十七才で寂したが、その間、蓮如、実如、証如の三代につかえ、蓮如からは、「賢息五人兄弟」の一人とし、実如からは「願命の五子」の一人として後事を托されている。

とくに、外祖父として若い証如を補佐し、教団の封建体制化に尽力したことは、日本史の上でも注目されてよい。彼は、近松願証寺や赤野井・堅田を中心にして近江へ、西

証寺(願証寺と改称)に拠って河内へ、願証寺を根拠にして伊勢・東海地方へ教線を伸ばし、それぞれ子女を配して、その地位をかためた。その規模は、父蓮如に及ばなかったが、教団史上、不世出の人材であったといつてよいであろう。

ところで蓮淳は従来、『堅田本福寺記録』<sup>④</sup>によって感情的に批判され、時には強引な政僧といわれてきた。『堅田本福寺記録』によるかぎり、彼の言動は傲岸であり、その手管は尋常でなかったようにもみられる。しかし彼がどのようなビジョンを有し、その行為がいかなる要請をふまえていたかを検討すると、『本福寺記録』の評価は一方的であり、それだけでは蓮淳の人間像は正しく解釈できないようである。

北  
西  
弘

当稿ではまず、私が蒐集した五通の蓮淳書状を紹介し、それによって教団に対する彼れの意図をあきらかにしたいと思う。

## 一

蓮淳は、戦後、大小一揆の研究によって、にわかにはローズ・アップされた。とくに、井上鋭夫氏の「十六世紀における本願寺経済の一考察——領国制の展開をめぐる——」（『新潟大学法経論集』第五集）、「大小一揆論」

（『封建社会における真宗教団の展開』と、それを批判した谷下一夢氏の「顕証寺蓮淳について」（『龍谷大学論集』第三六〇号）は注目すべき論文である。

井上氏の論文で注目したい箇所は、

① 大小一揆にあたって蓮淳は、何故、加賀の三ヶ寺（本泉寺・松岡寺・光教寺）を討たねばならなかったか。その理由の中に、大小一揆の分裂事情の解明に不可欠な要点があると提言していること。

② 大小一揆は全国的な視野で見直さなければならぬと強調し、まず永正十六（一五二九）年の越中錯乱にふれ、それは細川高国と越中越後能登の守護勢力、さらに加賀の三ヶ寺が協力して、守護代神保慶宗とたたかったもので、

この時の本願寺のうごきは、高国のうごきと密接な関係があったと指摘していること。

③ 蓮淳は、本泉寺蓮悟に対しては、下間頼秀・頼盛兄弟と同調し、顕証寺並びに山科御坊が焼失してからは、下間頼玄系と手を切り、頼慶系と提携し、六角や細川晴元との和睦をはかったとみていること。つまり本願寺は、細川高国から晴元へ乗りかえるが、その転換にあたって蓮淳が功妙な経緯をみせているとみていること、などである。

氏のこれらの発言によって、大小一揆や蓮淳の立場は、ひろい基盤の上で理論的に大系づけられ、一揆研究がいちだんと飛躍したことはいうまでもない。しかし谷下氏はこの井上説に対し大凡、つぎの如く批判している。

(1) 『堅田本福寺記録』にみえる蓮淳の立場を普遍化し、一家衆が本願寺の藩屏として、末寺を監視したという一般的な考えは誤まっている。蓮淳は本福寺の由来乃至は宝物を羨望してこれを庄迫したのであり、それはあくまでも個別的事象であった。河内西証寺下の十二坊並びに門徒衆が、蓮淳の西証寺来住を希望している事実からいっても、『本福寺記録』によって蓮淳の行為を一方的に評価してはならない。

(2) 井上氏は大小一揆を全国的な視野で評価せよという

が、そのため細川高国との関係を引きあいに出すのは不当である。永正十六・七年の越中の錯乱は、越後の長尾為景が、河内畠山尚順の依頼を受け、能登の畠山義総、加賀在国の畠山勝王、三ヶ寺の支援をえて神保を討ったもので、決して高国の指令によるものではなかった。加賀三ヶ寺がこれに荷担したのも、本泉寺蓮淳などの独自の考えによるもので、高国との関係はない。

(3) 井上氏は、細川高国が北国を把握する必要から三ヶ寺を長尾、畠山、朝倉に接近させようとし、永正十五(一五一八)年四月には、実如をうごかして加越を和談させ、このとき、実如の有名な三箇条の掟ができたといっている。しかし『今古独語』にでる三箇条の掟は、興善寺文書<sup>④</sup>によれば大永二(一五三二)年と推定される。したがってこの三箇条の掟は、高国が朝倉孝景に加越の通路を再開させ、本願寺には北地の騒乱を鎮静さすためにださせたものとはいえない。

(4) 下間頼秀・頼盛兄弟や超勝寺一族の行動をみると、井上氏は批判的だが、顕誓の『反古裏』や『白山宮荘嚴講中記録』の記事は正しく、否定できない。

谷下氏の所説の要点は大体以上のものであるが、氏はその上でなお、土呂の実円が大小一揆にあたって、三河宗徒

をひきいて加賀にくんだり、三ヶ寺を討ったのは、蓮淳ともにも下間兄弟の権力に屈従したからであるといっている。蓮淳の立場を考える者にとってこれは、ゆるがせにできない発言である。

井上氏と谷下氏の見解の相違は、大凡以上の如くであるが、全体を通じて問題となるのは、大小一揆の政治過程において、蓮淳を主体的な立役者と見てよいのか、あるいは谷下氏が、蓮淳は下間の権力に屈従したといっているように、その存在を消極的に評価すべきかということである。

蓮淳の立場を谷下氏のように解するならば、悪逆のすべてを下間兄弟や超勝寺に背負わすこととなり、井上氏の言葉をかりれば、顕誓の亡靈にとりつかれた所説となる。逆に蓮淳を前者の如く解するならば、本福寺明宗の亡靈にとりつかれているということになる。この問題は所詮、『反古裏』の記事をそのまま認めるか、あるいは認めないかという問題にたち帰らせることになり、そのことを再検討しなにかぎり、蓮淳の立場は明らかにならないということもなる。

以下、蓮淳書状五通を紹介しながら、私は私なりの立場でこの問題を考えてみたい。

[A]

二

富山県城端町 善徳寺藏蓮淳書状  
 御使 左道候へ共  
 下国候由 帶  
 申候間 三十地  
 不能巨細候 遺候重札候て  
 申承候以外儀

改節之吉事等 珍重  
 幸甚 猶以不可有其期候  
 仍三十疋送給候悦入  
 存候同就御門徒之儀  
 御礼とて五十疋上給候  
 御煩敷候雖然ハ留く  
 上給候上者ふ及是非候  
 目出候 門徒之儀躰  
 本泉寺殿岡崎  
 存生之内ニ被相尋  
 候て一筆を御持候  
 事にて候 其通を

[B]

滋賀県高島町 妙琳寺藏蓮淳書状  
 証人に 立 兩門徒中  
 わすれ候哉 兵衛ニも堅 故ニ  
 無心 有一味候 候以前  
 先日 在京中 申候シ  
 兩門徒 法義ニ無一味(事) 返々  
 歎入候 所詮自今 後者  
 一旦之 執被打捨 候(以) 者人間之

御方へ慥可申故候  
 可有御心得候 能々  
 難有候由 可被仰候  
 肝要候 急候間一筆  
 申候 恐々謹言

三月廿二日

蓮淳(花押)

善徳寺殿

御返事



夢之間の欲心ニ後生之大事を

おもいかへられぬへき心中共尤く

我身を志られ怒所存候哉甚々

無勿躰候 既聖教ニハ此度之後生を

一念ニたすからむする其御恩の

難有さニハ 一世の身命をすてんハ

物の数ニあらずいわん屋材宝をやと

聴聞 然時ハ御門徒中の

御見たく

於 心 有 談合候一

一 安心を

可 御流

い(そ)きくお能く

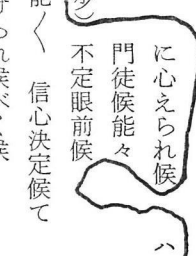
可 思案候老(少)

必々報土往生をとけられ候べく候

兩門下の面々時々ニ無由断可被

申聞候 ざりとてハ房主の能にて候

此由惣中へ懇ニ可有披露候



あなかしこく

後二月十日

蓮淳(花押)

明誓御房

願証寺

蓮淳

明誓御房

[C] 滋賀県高島町 最勝寺藏蓮淳書状

祐珍同兩御門徒衆ニ

如此申候

大事

まてと

無紛候

了西ニ殊

下国以後

申度候年寄屋くの

暇乞候於来世必参會

申

事にて候と申され候べく候

候べく候 将又不断称名ニ

懸心 難有候と可被存事

肝要候 浅間敷心中のみにて

と

老少男女共

一大事ハ 来世の成土

ら掛心中申我らも

候べく候と偽惑候一念候時  
往生之縁候(元謀候カ) 仏恩よろこひ

申され候心とおもひ定て

後者 命終候者 証を可開

申候と御憑敷可被存候此由

近村の面々ニ 時々ニ可ら申

出候 さてハ御文を能々 御よミ

候べく候 高嶋もいつくも 乱世

牢人ニなられ 結句後生を

無沙汰候事 如何 無勿躰候と能々

可有談合候 我々不弁 且夕

落命候物を 由断のミ候 浅間敷候

急候て申候 穴賢く

閏二月廿三日

明誓御房

蓮淳 (花押)

[D]

愛知県鷲塚

願随寺藏蓮淳書状

光応寺

勝万寺殿

蓮淳

野寺御房

言

ハレ候

と

見ら申候

仏智ニ

もよ越されて

念仏を可申候

と

御心えあるべく候

以幸便申候御文を細々ニ御門徒へ

聴聞させられ候べく候 肝要にて候

さてハ御門徒衆寄合く後生之

大事を我くの家くにても無

其憚候者仏法之次第を申出され

つねに談合候へと御門徒中へも

御催促あるべく候 願照寺ニ此方

滞留之間物語仕候 御同心候者

可被難有候第一ハ御文之通を

おのく講談候者必々 仏法之儀

可有繁昌候事勿論候さてハ御

流之儀ハ雜行をすて、専修

御文ニハもろくの雜行をすてよと

聴聞申時ハ房主衆中ニ平生之持言ニ

死をいまれ候 御書有難く執心ニモ

可落居候哉能々御案共あるべく候

御恩報謝の称名も自力の称名をや

専念之儀御勸化之御義勢にて候

もろくの雜行をすてて弥陀を

一心ニ憑申候へとの御文之趣者滋応

御存知之事候仍世間へいかにも皇法を

面ニ御もちい候事肝要候 於御門徒中

雜行を執心候時ハ一向一心ニあらず候哉

然者雜々執心ハ雜行ニ可令落居候

願照寺ニ再三申談候 可有談合候事

可被目出候一大事の御流にて候間

聊も義理相違候てふ可然候返々御文之趣

正ク可有御心得候もろくの雜行をすてよと

普く御勸化之段曆然候哉御門徒中の内

にて十四日を十よかと御用候事ハ雜行ニ

あらず候哉 他人ニ対ノハ死をいまれ候分

如來法專可然候房主衆御門徒中の中にて

雜行を申沙汰ハ如何候既如來法中無有選

択吉日良辰と見え候哉和讃ニハ雜修之人を

きらふニハ万不一生とのべたまふと御座候を

存候又雜修之人ハ千中無一同も□<sup>(らむ)</sup>へれ申候

旁以肝要の御義勢にて候の他 相違候哉  
房主衆御用名言と御文とハふ審

千万候 願照寺ニ能々可有御尋候委細

談合申候所ニ御同心大切候恐々謹言

六月十九日

蓮淳(花押)

野寺御房

勝万寺殿

[E]

石川県金石町 本龍寺藏蓮淳書状

又小童連いた

御自愛尤勿論候哉

昨日者其方へ立寄申候

房を見物候 祝着之至候

則可罷立心中ニ候し処

依仰留 不慮之一宿候

煩敷さ無申比<sup>(計)</sup> 痛入候

種々懇之儀共 難申昼候

活計又 わすれかたく候

仍途中之事 白地<sup>(にて候力)</sup>

可立寄之由 再三強而

承候間 草房見物申候

御嗜之分驚目し候 いつも

ノ様にハ不思議之御すまいニ候

寄特と覚候 法力之御用と

云よし申候 難有次第候返々ハ

此間も如申述候 開山之

御恩之至 分齋く<sup>レ</sup>に過分之

事共候哉 冥加一大事候

急候て 一筆ら申候

恐々謹言

七月廿二日

蓮淳 (花押)

ノ

光応寺

蓮淳

少貳殿

[A] 善徳寺蔵書状について

この書状は、宛名は善徳寺殿とだけあって、発信年号も

明白ではない。しかし文中に、「門徒之儀躰 本泉寺殿岡

崎存生之内ニ」とあるから、善徳寺殿は、善徳寺三世実円

(玄広)と推定される。即ち岡崎とは、第二世蓮真(玄永・

石田西光寺永存の長男)のことで、彼れは永正八(一五一一)

年十月廿日に寂している。実円は蓮真よりも早く、永正六

(一五〇九)年十二月十三日、三十六才で寂しているから、

この書状は当然、永正六年以前のものとしなければならぬ。したがってこの書状は、蓮淳四十六才以前の筆として注意すべきであろう。

ところで善徳寺には、延徳二(一四九〇)年と伝える、左の如き実如書状がある。

蓮真之任一筆 加賀越中能登三ヶ国門徒之儀者 善徳寺  
可為門徒候 更有自余之望間敷候 為此一筆書遣之候

恐々謹言

九月十二日

実如

善徳寺

筆跡からいってこの書状は決して実如の真筆とはいわれない。しかし右の蓮淳書状と対照するとき、この実如書状がたとえ偽作であっても、その製作の背後にある門徒安堵の事実は否定できない。非事実を偽証しようとしてなされる偽作文書のほかに、事実を実証しようとしてなされる偽作のあることを示す好例といえよう。なお、善徳寺には、左の如き蓮応書状がある。右の蓮淳書状と、その内容において密接な連関があると思われるから注意したい。

御札旨拜見仕候 如仰当春之御慶事故候畢仍鳥目五十疋  
致披露候 同御方様江三十疋致披露候 何も御書被参候

隨而私江式十疋被下候 過分至極候 將又已前就御門徒之儀 上様江三百疋青木方より請取申候 致披露候 同御方様江式百疋定而御書可有御申候 目出存候 將又雖輕微至極候 帶式筋進入候 誠以表祝意計候 何様御上洛之時可申入候

恐惶謹言

三月廿六日

蓮応(花押)

善徳寺殿

御報

蓮応とはいふまでもなく下間頼玄のことで、三ヶ寺を討つた下間頼秀(筑前)・頼盛(備中)兄弟はその子である。

善徳寺にあてた蓮淳の書状といい、この頼玄の書状といい、ともに善徳寺の門徒の儀に口入していることは、大小一揆にいたるまでの本願寺方(大一揆)の北陸におけるうごきを具体的に物語るものであって興味深い。近江における本福寺の圧迫と同様、北陸において蓮淳は、本泉寺を牽制するために善徳寺へ接近したとみてよいであろう。大小一揆の分裂において、血のミチのズレを重視した井上氏が、北陸における勢力系統として、蓮如系と玄真系をあげたことがある。それによつても、蓮淳―頼玄―蓮真―実円の関係は、蓮淳の玄真系に対する接近を実証し、同時に善

徳寺の開創事情を物語っているとよいてよいであろう。先述したように善徳寺は、事実上、実円によつて草創されたといつてよい。しかし後、実円を第三代とし、その上に蓮如と蓮真を加えるようになったのは、実は右のような事情によるもので、この事実をふまえて善徳寺が発展しえたといつてよいであろう。蓮淳書状はそのような事実を内に蔵した重要な史料であり、大小一揆の前史を考ふる者にとつて、貴重な史料となるであろう。

{B} 妙琳寺蔵書状・最勝寺蔵書状について。

{C} 両書状ともに明誓あてのものである。明誓といえは、端坊明誓や堅田本福寺六代の明誓がいて、混同されやすいが、この明誓はいうまでもなく『天文日記』にみえる高島の明誓で、高島門徒の重鎮である。高島町打下最勝寺の過去帳(万治三年―明治四十五年)には、元祖正明―明誓―明空―超明―明賢―とあり、明誓を最勝寺二世としている。

現在この寺には、永正四(一五〇七)年二月廿八日、実如より下附された方便法身尊号の裏書きと、同五年二月廿五日、実如から下附された宗祖御影の裏書きがあるが、ともに願主は正明であつて、明誓のものはない。この二つの裏書きにはともに「高島郡音羽庄打下」、あるいは「高島郡打

下」としるされ、該寺がこの頃から打下に寺基をかまえていたことを示している。打下といえは『天文日記』九年二月二日の条や『本福寺跡書』に打下明了の名が出てくる。しかし、最勝寺世代にはその名がみえない。明了を世代とする他の寺院が打下に存在したのであろうか。後日さらにくわしく検討したい。ところで、妙琳寺には、左の裏書きが現存し、それには明らかに明誓の名が出てくる。

「 積実如(花押)

積証如(花押)

本願寺親鸞聖人御影 天文十一年壬寅十二月廿七日

江州高島郡

田中郷小目代

願主積明誓

┌

最勝寺と妙琳寺の関係はいつたいどうであり、最勝寺の過去帳の価値はいかがであるか、なお検討を要するが、妙琳寺の裏書きによって、高島の明誓が田中郷の小目代に住したことだけはたしかである。なお、最勝寺の蓮淳書状にみえる祐珍は、つねに明誓と行動をともしているが、高島町勝安寺には左の裏書きが現存し、祐珍もまた田中郷小目代に住したことが明らかである。

「 積証如(花押)

実如上人真影

天文十一載壬寅十二月廿七日

江州高島郡

田中郷小目代

願主積祐珍

┌

勝安寺の世代は、浄珍—受珍—宗珍—玄珍と次第し、その中には祐珍がみあたらない。各世代その名乗に、<sup>⑧</sup> 珍の一字を附しているから、あるいわ右の系譜のうちどれかが、祐珍の別名であるかもしれない。<sup>⑨</sup> 該寺には、

「大谷本願寺 積実如(花押)

永正八年辛未四月十五日

江州高島郡

田中郷小目代

願主積浄珍

┌<sup>⑩</sup>

という裏書きが現存し、世代の浄珍が田中郷小目代に住したことが実証される。該寺が祐珍と関係する可能性は充分あるといつてよいであろう。

ともあれ、明誓と祐珍の寺跡はなお判然としないが、両者とも同村に居住していたことだけは明白になった。『天文日記』の記事からみて、明誓と祐珍はあるいわ父子ではないかと想定してみたが、先に紹介した妙琳寺蔵の宗祖御

影(願主明誓)と勝安寺藏の実如御影(願主祐珍)が、同日の天文十一年十二月廿七日に下附されている事実からいっても、父子と考えない方がよからう。天文十一年十二月廿八日、明誓は本願寺で斎に相伴しているが、その前日に両御影を下附されたのである。高島門徒の有力同行として、明誓と祐珍がいかにもつましい仲であったか、これによっても推察できるであろう。

ところで、最勝寺並びに妙琳寺に藏される二通の蓮淳書状であるが、両者は、「後二月十日」(妙琳寺藏書状)、「閏二月廿三日」(最勝寺藏書状)とあるだけで、ともに発信の年号を明示していない。近江における蓮淳の行動をうかがうためには、どうしてもその年号をきわめなければならぬ。しかし幸い書状に「後」「閏」二月とあるから、それによって二月閏年を検出すると、蓮淳在生中には、文正元(一四六〇)年、明応五(一四九六)年、永正十二(一五一五)年の三回がある。しかし文正元年は蓮淳わずかに三才で、これは問題でないから、明応五年か永正十二年ということになる。いま両書状の筆跡を対照すると、「顕証寺蓮淳」としてした妙琳寺藏書状の字は稚拙であり、最勝寺藏書状はむしろ善徳寺藏書状や「光応寺」を附した本龍寺藏書状に近い。それによつていま、妙琳寺の書状を明応五年

筆、最勝寺の書状を永正十二年筆と仮定し、これを内容から検討してみよう。

まず、妙琳寺の書状で注意したいことは、蓮淳が両門徒の法義無一味をきびしくうったえていることである。明応五年といえ、三十三才になった蓮淳が、赤野井坊舎を再興し堅田の本法院を兼帯した年である。湖西、湖東の門徒衆を統一し、みずからの立場を確立しようとした年でもある。この書状は、こうした蓮淳の進出に対する高島門徒の動揺とそれを統一しようとした蓮淳の立場をよく物語っており、明応五年の筆とみて矛盾しないようである。

つぎに最勝寺の書状であるが、その内容に、祐珍並びに両門徒衆への伝言を依頼していることや西の名がみえること、さらに、「高島もいづくも、乱世牢人になられ結局後生を無沙汰候」といっていることは注意すべきであろう。永正十二年は蓮淳五十二才であるが、このごろの蓮淳は近江門徒の統治に全精力をそそいでいる。同四年には、新衛門入道了西は本福寺から離れ、直参と号しているが、その背後には蓮淳の策動があったらしい(後述)。同六年ごろから蓮淳は赤野井の完備に意をそそいだらしく、同年三月二十日には実如から蓮如御影を、同九年八月廿八日には同じく太子七高僧を下附されている。十年には、志

賀・高島を勧進し、このころから蓮淳の本福寺庄迫がはげしくなった。直参化を望む近郷の門徒衆を足がかりとしたことはいうまでもない。最勝寺蔵のこの書状は、こうした情勢下で高島門徒の吸収をはかった蓮淳の立場を示すもので、その行間にかれの意図が読みとれるようである。なお「了西に殊に申たく候」という年寄役とは、具体的にどういうものか不明であるが、元来、本福寺門徒である了西をこのように吸収し得たことは、高島門徒に対する蓮淳の接近が、成功したことを示している。とにかく当書状は、永正十二年のものとして矛盾がないようである。なお蓮淳書状の五通のうち、明誓にあてたこの二通のみが、末尾に「あなかしこく」「穴賢く」とあり、他の三通はすべて「恐々謹言」と記されているのは何故であろうか。別に気をおく必要はないといえはそれまでだが、もしこれが筆者蓮淳の心ばえを投影したものであればゆるがせにできない。しばらく宿題としておこう。

#### [D] 願随寺蔵書状について

勝万寺並びに野寺にあてられたこの書状は安心を示し、門徒に対する房主衆のあり方を語っている。とくに御文の聴聞を強調していることは、蓮淳の布教態度が他に異なる

ものでなかったことを示している。文中、「願照寺に再三申談候可有談合候事」とあり、「願照寺に能々可有御尋候」とあるが、これは蓮淳がその子実恵に期待を寄せていた事実を示すとともに、実恵を中心にして伊勢三河門徒を糾合しようという蓮淳の意図があらわれている。

ところで、この書状の執筆年時は、文中にある「願照寺に此方滞留之間」・「願照寺ニ能々可有御尋候」という二つの語句から推定できるようにある。即ち、蓮淳が、願照寺の住職を退いてから後、いつごろ願照寺に滞留したかということがそのきめてとなる。

では、蓮淳が願証寺を実恵にゆずってから以後、いったいつごろ願証寺に滞留したのであるか。もちろん、史料にあらわれない短期間の願証寺逗留は充分予想されるが、それを逐一検出することは不可能である。しかし滞留という言葉をからいって、これは比較的ながく逗留した謂と解されるから、検出は不可能ではない。滞留を右のように解することが許されるならば、この際問題になるのは『大谷本願寺通紀』(浄土真宗大谷伝燈券附伝)に、蓮淳の経歴を記し、「一旦有故 離本山門下天文某年共興正寺蓮秀来帰 四年至河内願証寺」とあることである。蓮淳が山科御坊焼失後、本山を離れた理由は判然としないが、井上氏は、



「山科本願寺の焼亡がその原因」であったといひ、谷下氏は、「必ずしも彼が本願寺回祿の責任を問われたからではない」といつている。<sup>④</sup>超勝寺父子や下間兄弟に蓮淳が屈従していたとみる谷下氏であるから、明言はしていないが、蓮淳の離山を下間兄弟の策略とし、本願寺回祿の責任のためではないと考えるのは当然であろう。もっとも、井上氏が「本願寺の焼失がその原因」であったという言葉も抽象的で、谷下氏がうけたように、焼失の責任を問われたということなのか、あるいは、たんに焼失を機に他に移住したということなのか不明瞭である。『私心記』の天文元年八月十四日の条には、「近松衆大津へ打廻して 近江之衆打破候 光応寺殿之衆也」とある。これによれば蓮淳の配下が近江の衆に相当な刺戟を与え、それが廿四日の山科攻撃や天文二年の大坂攻めに、直接間接の影響を与えたと思われる。この点からいえば、蓮淳がみずから責任をとったのか、あるいは問われたのかは不明であるが、山科御坊の焼失が離山の重要な動因になったと考えてよからう。それはそれとして、離山した蓮淳は天文四年四月九日、上山する<sup>⑤</sup>までいったどこに居住したのであろうか。谷下一夢氏は先掲論文で、蓮淳は本願寺が回祿してから「伊勢願証寺に移住した」と明言している。『大谷本願寺通紀』（伝燈旁附

伝）には、七十一才<sup>⑥</sup>天文三年、蓮淳は河内十二坊並びに門徒衆の要請によって、河内西証寺に住し、寺号を願証寺と改めたとある。これからいえば蓮淳は少くとも天文三年以降河内に住したといわねばならないが、私は風雲の急な河内よりは、谷下氏のいわれるように伊勢に拠をかまえていたと考えたい。したがって『私心記』四年四月九日条の父子上阪は、蓮淳と長島実恵（四十才）としなければならぬ。『本福寺跡書』には、天文五年夏のころ、蓮淳が伊勢から大阪殿へ上ったとある。一年のズレはあるが、それでもこのごろ蓮淳が願証寺を根拠にしていたことを示しているといつてよからう。この問題については、なお論究すべき点が多いが、とにかく蓮淳書状にみえる願証寺滞留は、谷下氏の指摘した如く、山科焼失後から天文四年四月までと考えてよいであらう。もちろんその間、伊勢を一步もでなかつたとはいわぬ。しかし天文二年には、蓮淳はすでに七十才の高齢に達していた。若い時代とちがい、東奔西走というわけにはいかなかったと思う。初老に近い実恵と法談し、一流の法義宣揚に意を用いたといつてよいであらう。この書状に横溢する蓮淳の正法流布への情熱は、以上の背景を前提にすると、より具体的に領解できるものである。なおこの書状は、筆跡の上からいっても、蓮筆は

必ずしも軽捷とはいえず、七十才前後の老人の筆とみて差支えなからう。

[E] 本龍寺藏書状について

この書状は、梅原少弐の房を見物し、一泊した蓮淳の礼状である。

まず、宛名の少弐殿とはだれかをあきらかにしておく。本龍寺藏梅原系譜によれば、梅原第二世賢勝と第三世賢春は、ともに少弐と呼ばれている。賢勝は弘治二(一五五六)年三月七日、八十才で寂しているから、文明九(一四七七)年の生まれとなり、その子賢春は、慶長四(一五九九)年十二月廿八日、同じく八十才で寂しているから、永正十七(一五二〇)年の生まれとなる。したがって、賢勝は蓮淳よりも十三才、賢春は五十六才年下となる。文中、蓮淳が房を見物して、そのたしなみのほどに驚いていることからみると、この書状は、若い賢春よりもむしろ賢勝にあてたものと解したほうがよい。

賢勝の父蓮欽は、越中端泉寺の第三世蓮乘(兼鎮・蓮如の二男)の跡をついで第四世となったが、実の出自は、周覚(玄真・緯如の子)の六男である華藏閣蓮実の二男である。そのうへ、賢勝の内室は、同じく玄真系の出自である

善徳寺実円の女であった。蓮淳と善徳寺の政治的な関係については先述したが、賢勝と蓮淳の関係もまたそれにおとらず深いものがあつた。そのことは、賢勝の女が、河内恵光寺延深(法名は慶超)の内室になつてゐることによつてもたしかめられよう。周知のように延深は大永六(一五二六)年生まれ、元龜三(一五七二)年九月四日四十七才で寂したが、かれは実は伊勢願証寺実恵の三男で、蓮淳に就ては、証恵とともに掛替へない孫の一人であつた。

『天文日記』七年十一月十五日の条に、「恵光寺住持職事以物門徒寄合之次申事ニハ 雖致談合 可然人体無之条為此方可申付之由言上候 返語ニハ申通尤候 定不可有之候 此辺坊主衆息などハ定威勢諍可有之間 一家之童子此方へ取て置候間 可遣之候由 申出候 忝之由申之」とあり、翌十六日の条には「為恵光寺住持、あちや髪を今日そり候て 即各来候衆に渡之遣候」とあるから、延深は、恵光寺賢心の寂後、十三才で恵光寺に入寺したことになる。証如は母方の従兄弟延深を、門徒衆の要請に応じて恵光寺へ入住させたことになるが、その背後に祖父蓮淳のはからいが多分にあつたことであらう。

萱振御坊といわれる河内の恵光寺は、明応五(一四九六)年、蓮淳の創立と伝えられる。その真否はなお検討を要す

るが、右のように蓮淳が孫延深を恵光寺におくつている以上、その創始者といわれても不思議ではない。

ところで、賢勝の女と延深の結婚はいいたいところであつたのだろうか。蓮淳の寂した天文十九年には延深はすでに二十五才に達している。一寺を董する者として、当然このころには妻帯していたものと思う。では、この本龍寺書状は、賢勝の女と延深が結婚してから後のものなのだろうか、あるいは結婚前のものなのだろうか。きわめて興味深い問題である。蓮淳が賢勝の房を見物し、そのたしなみのほどをよろこんでいることや、とくに一泊していることなど、両者結婚後の書状のようにもみられるが、いまは断定的なわけではない。ともかくこの書状の執筆年時は、正確にいつて不明といわざるをえない。しかしその蓮筆から察して、五通のうちもつとも後期に執筆されたものといつてよいであらう。

なお、『天文日記』十八年七月十日の条、廿一年三月五日の条には、「梅原少将」の名がでてくるが、これは賢勝のことであらう。天文十八年八月廿一日の条に、齋相伴者を列記し「嚴照寺少弐少将 善徳寺 興正寺(以下略)」とある。これは嚴照寺の少弐とみられないこともないが、『天文日記』における註は頭註が多いから、やはり「少弐

少将」とした方がよからう。とにかく賢勝を、少将とも呼称したことを附記しておこう。

上来、蓮淳の書状について解説し、その都度発信年時について言及してきた。しかし、執筆年時を考える場合、重要な視点となる蓮淳の呼称問題にふれなかつたから、つぎにそれにふれ、再応五通の前後関係を明らかにしたい。

呼称の問題とは、五通の書状の中に、顯証寺蓮淳と署名したものと光応寺蓮淳と記したものがあつたが、蓮淳が顯証寺と称し、光応寺と名乗つたのはいつ頃かということである。「本願寺系図」には、蓮淳を註して、「籠居号光応寺」とあり、『大谷本願寺通紀』(伝燈旁附伝)には、蓮淳は天文八年、河内顯証寺を実淳にゆずつて江州にかえり、近松顯証寺と堅田称徳寺を兼任、これを光応寺、本法院と改称したとある。佐々木芳雄氏もこの説をいれ、天文八年光応寺と改めたといつている。しかし先述した如く『私心記』天文元年八月十一日、十四日の条には、すでに光応寺殿とあり、天文八年改称説はあたらない。

ところで文明十五(一四八三)年五月廿九日、顯証寺順如四十二才で寂するや、蓮淳は二十才でこれをつぎ、爾来蓮淳は顯証寺殿あるいわ近松殿と呼ばれてきた。赤野井別院所

藏の蓮如御影（永正六年三月廿日、実如下附）、同じく永正九年八月廿八日下附の高祖像・上宮太子御影の裏には、いずれも「江州野洲郡赤野井郷(村)顕証寺常住物也 願主釈蓮淳」とあり、永正十六年七月十三日、河内顕証寺に下附された宗祖等身御影の裏にも、同じく顕証寺蓮淳とある。したがってこの頃はまだ顕証寺と呼ばれ、光応寺とは呼ばれていない。蓮淳のことを光応寺と呼んだ史料の初見は、いまのところ、先述したように『私心記』の天文元年である。天文元年以降は『私心記』も『天文日記』も、蓮淳のことをもっぱら光応寺と呼び、顕証寺実淳・教忠、と區別している。『本願寺系図』はここにおいて光応寺を蓮淳の籠居号としたのかも知れない。しかし天文八年蓮淳は、河内顕証寺を実淳にゆづったが、同十一年実淳の寂後、七十九才の身で再びその跡をついでいる。いったい蓮淳の籠居をいつにしたらよいのであろうか、問題のあるところであるろう。きわめて不明確ではあるが、いまのところこれ以上語る史料をもっていない。ただ、顕証寺の呼称が早く、その後少くとも永正十六年から天文元年の間―約十二ヶ年―に光応寺と称するようになったことは認めてよいであらう。したがってここに紹介した五通の書状は、顕証寺とある妙琳寺の書状が、明応五年で一番早く執筆され、蓮淳

とだけあって呼称をつけない善徳寺の書状（永正八年以前）と最勝寺の書状（永正十二年）がこれにつき、光応寺蓮淳とある願隨寺の書状と本龍寺の書状が天文年間に入ってから執筆されたものとして大差あるまい。そしてこの執筆年時が誤まっていないならば、これを順次吟味することによって、蓮淳の生涯をかいまみることは不可能なことではあるまい。

つぎに項をあらため、近江における蓮淳の行動から、高島明誓にあてた書状二通の意味を再検討したい。

### 三

堅田本福寺は蓮如時代以降、地方大坊主として湖西に君臨してきた。傘下は十二組に分けられる。即ち、地下九門徒といわれる九組と、今堅田、真野（普門・門田・谷口・雄琴・真野北村を含む）海津の三組を合した十二組である。さらに本福寺の教線は近江では、愛知郡の薩摩、西江州の舟木・高島・大津、北江州の塩津に伸び、国外では、越前・能登・若狭・因幡・伯耆・京都・堺にまで及んでいた。明誓（本福寺）の跡書には「無礙光ノ御本尊、ウツホ字ハカリ本福寺門徒ニ、明応五年ノ日記ニ、十九幅オハンスマス也墨字ノ御真筆二百幅モコソハオハスラン」とある。巨大な

本福寺門徒の情勢がしのばれよう。文明十一年十二月十六日、本福寺法住は八十三才で寂したが、蓮如存生中、本福寺の地位はゆるがなかった。延徳三年十二月七日、本福寺は焼失したが、翌明応元年二月、蓮如はその再建に百疋を寄進し、谷口の大恩庵買得にあたって二十貫文寄せている。蓮如のあつい庇護と、それに支えられた本福寺の地位がうかがえよう。しかし明応五年、蓮淳が堅田本法院と赤野井を兼帯するようになってから、本福寺の立場は逆転した。『本福寺跡書』には、「御モントヲトリタク思メスニヤ 大坊主ヲ子メキメ御カンキニナシタマフト 人ニヲソロシガラレテ 国グニリンガウリンソノ御モントヲ アシヲハコハセ マイリツドハセラレン御タメカ」「ソノアトヲトランタメカ ソノモントヲトランタメカニクシキタナシ」とあり、『明宗跡書』にも、蓮淳が本福寺に「近松殿御門徒ニテハナシト申タル冥加ニツキ誤タルトカカセラレタル真筆判形ノ物、可有、ソレハモタセラレタル御案文ノコトク御カカセ候」とある。もとよりこの記事には、犯される者の被害意識と、若干の誇張がないとはいえない。しかし、大坊主分の地盤へわりこむ一家衆の側面が語られていないとはいえない。この『本福寺記録』と妙琳寺の蓮淳書状を対照するならば、蓮淳書状が、志賀・高島

門徒の吸収を意図していたことは、より明白に理解されるであろう。

ところで『本福寺由来記』や『跡書』によれば、法住の時代すでに湖東門徒の中には法住を批判し非難する者がいた。湖東赤野井を占拠した蓮淳も、こうした感情を受けついで湖東の門徒衆をバックにして、本福寺に対応したのではなからうか。千那(明式)の『本福寺次第草案』に、「慶

信新右衛門入道 赤野井同宿謂蓮淳公曰赤野井・堅田可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御兼帯<sub>一</sub>云云

故蓮淳公堅田御下有<sub>二</sub>御指南<sub>一</sub>とあり、『跡書』には、

「慶信新右衛門入道 御坊奉行也云 コノ御坊ト堅田ニ御坊御建立ト承候

其ヲ御申有テ 両方ヲ御フマヘアリテコソ 近松殿ハモタセラレ候ヘケレ」とある。勿論これによって私は、湖東の門徒衆が慶信同様、蓮淳に堅田進出を献言したとはいえない。しかし、地域性格のことなる湖東門徒の支援が、戦略的に重要な湖西への進出にとって不可欠な条件の一つであったことは否定できない。蓮淳と湖東門徒、湖東門徒と堅田門徒の關係については今後の宿題にしておこう。

ところで蓮淳の堅田進出において、さらに本福寺勢力の動搖において忘れてならないことは、蓮淳に対する堅田門徒一般の動向である。

『本福寺跡書』に、「一、諸国ノ百姓ミナ 主ヲモタジ

ノトスルモノ多アリ」とあり、永正・大永ごろになると、本福寺門徒の中には、直参を望むものが多くなつた。海津桶屋の浄賢、外戸の道場、新衛門入道了西などのうごきはその代表的なものである。<sup>⑧</sup>了西の場合、永正四年ごろ、本福寺から離れ直参と号し、その子新衛門は大永七年再び直参になることを望んでいる。こうした事情について、『本福寺門徒記』は、「御坊チウノカタノミ入 本福寺門徒ヲ悉ク出仕ヲオサヘ申テ明宗明誓子孫ニツタヘ御本寺様ノ御門徒ヲ御ハナシ、今クワウオウジドノ蓮淳サマヲタノミ カクノゴトク外戸門ヲトヂサセ候」といい、『本福寺跡書』には、「上様ノ御前へ色々アッサマニメサレナシテ 直参トナツケラレテ ワカ御身ノ御一家ノ御門徒ニメサルルヲハナニトモシノヒカタキモノナリ」

「当門徒ヲ直参ト号シテ一人ツツトリ 御ハナツアラシヨ」

「上々様ニハ大坊主ノ門徒悉ク直参ニメサレタカル又門徒ノスエノマテ 手次ノ坊主ニ門徒ヲカクシマルノミニテ コトニ直参ヲノソムハカリナリ」といっている。直参化を望む堅田門徒のこのような動向は、『本福寺記録』に示されているように、蓮淳の政策に乗じたものでもあろうが、それよりも門徒自体の成長という一般的な趨勢によって発生した現象であつた。既往の組織を瓦解さ

せ、新しい組織を望んだ門徒農民の意志が前提となり、蓮淳はむしろそのような世潮に乗じたといつてよいであらう。<sup>⑨</sup>永正三年の錯乱によって、実如を排斥し、実賢を擁立しようとした撰津河内の門徒とも接し、広い地域を巡回した蓮淳であるから、時代の趨勢をだれよりも適確にキャッチしていただろうし、早晩、湖西教団は改革されねばならないと考へていたにちがいない。この点、本福寺に対する蓮淳の圧迫を特殊なものと理解し、それを別視しようとした谷下一夢氏の所説は、反省の余地があらう。大切なことは何よりもまず、蓮淳の、教団に対するビジョンを明白にすることであり、彼の行動はその上で評価されねばならない。

ところで、教団に対する蓮淳のビジョンといえば、それは教団の封建体制化であつたといつてよいであらう。封建体制化とは、本願寺宗主と門徒農民の直接対応関係の樹立であつて、経済的基礎における封建化とことなつたものではない。末寺道場や大坊主を通してしか宗主と対応できなかった既往の教団組織を瓦解させ、より進歩的な対応関係を確立しようというこの立場は、門徒の直参化となつてあらわれてゐるし、第一それは、土台の上からいっても通国史的な指向であつた。教団のこの構造改革ができるかでき

ないか、それは教団の運命を左右するものであった。

ともあれ蓮淳のビジョンは、時代の指向を適確に把握したものであり、正しいものであった。多くの人々の共鳴をかちえてかれの考えはいよいよ強固になり、やがて北陸で権威をふるって来た三ヶ寺の圧迫にのりだすことになった。蓮淳を中心とする本願寺のこのようなうごきに対し、織豊政権もまた同一路線を歩んでいたことは周知のごとくである。信長にとって本願寺が、等閑視できない存在であったのは、構造改革によるものであり、両者はやがて宿命的な対決を余儀無くされたのである。このような日本史的な変革と、そこに占める蓮淳の位地を理解するならば、高島明誓にあてた二通の書状は、たんに蓮淳が自己の勢力を拡大するためにしたためたものではなく、まさに教団の運命を背景にしたものであったことが了解されるであろう。

### むすび

先に紹介した蓮淳書状のうち、善徳寺と本龍寺のものを除き、他の三通はいずれも御文の聴聞を強調している。その限り蓮淳の布教態度は、蓮如の掟を布行して体制維持をはかった三ヶ寺や大坊主とかわらない。しかし教団に対す

るイメージや、門徒のあつかい方において、両者はいちじるしく相違していた。

先述したように蓮淳は、門徒一般の要望や時代の帰趨を、機敏に洞察してそれに対応したが、三ヶ寺や大坊主の多くは、伝統に安座してそうはいかなかった。近江・伊勢・河内の多様な門徒に接し、教団の構造改革を痛感していた蓮淳に比し、一定地域に定着してきた三ヶ寺や大坊主は、国衆や土豪によってささえられ、きわめて保守的な性格を余儀なくされていた。教団に対するイメージに差が生じたのは、当然といわねばなるまい。『蓮如上人塵拾鈔』によると、永正十五(一五一八)年ごろすでに、本泉寺蓮悟と本覚寺蓮恵の間に軋轢が生じ、蓮恵は本願寺の勘気を蒙っている。蓮悟と蓮恵の間におきた「申ごと」とは何であったか、つまびらかではないが、それは蓮淳と本福寺の対決と、基本的には相通ずる性格のものであったろう。もちろん、蓮恵を破門した本願寺の態度は、やがて逆転し本泉寺を破門するようになるが、ともあれこれらの對抗関係が、そのまま大小一揆の分裂に持ち込まれていることは否定できない。

教団の分裂という事実によって、両者の性格をきわだたて対蹠的に描写し、それを結果から規定することは、方法

として必ずしも万全とはいわれぬ。しかし、両者の性格を克明に分析して、そのなかから対立の可能性と意義を見究めないかぎり、大小一揆はあきらかにならないであろう。

註

- ① 蓮淳の女子鎮永(北向・融誓・隱退後慶寿院という)は、円如の室で、証如の母にあたる。
- ② この場合の封建制とは、きわめて進歩的な意味をもつもので、経済的な土台における封建制と同意に用うる。具体的内容については、本文全編を通じて明白にする。
- ③ 「本福寺由来記」「教訓并俗姓」「本福寺跡書」「本福寺門徒記」「本福寺明宗跡書」「本福寺次第草案」を総称してかりにこのように名づけておく。原本は滋賀県大津市堅田町本福寺蔵。
- ④ 三月八日、江沼郡中あての実如書状。文中に、「去年、以若松を申下候つる、取分三カ条之儀申くたし候処、各りやうしよのよし、以使を被申上候」とあり、また「前住廿五年報謝不遇之候」とあることから谷下氏はこの三カ条の掟を大永二年と推定した。そして、これを永正十五年としたのは顯誓の誤記であろうとしている。日置謙氏『加能古文書』や、辻善之助氏『日本仏教史中世篇之五』は、この実如書状を大永三年としており、谷下氏の見解を支えるものようである。しかし井上氏は『一向一揆の研究』P40八で、『今古独語』の記事や、『反古裏』に蓮誓が所労療治のために参洛し、連枝一家の制を定めた記事と合致することから、この書状は永

正十六年のものであると強調している。

- ⑤ 善徳寺蔵「廓竜山善徳寺譜略記」(宝曆ごろの編)には、実円について「大永七年二月廿五日葬于此山有墳墓也」とある。しかし木倉豊信氏蔵の古写系図「天文十年ごろの古写」には実円を註して永正六年十二月十三日三十六才とある。なお右の善徳寺譜略記には、当寺の空勝僧都を四世としているから、実円を初代にしているといつてよい。⑦を参照せよ。
- ⑥ 蓮応は下間頼玄の法名。天文五年六月二十二日寂。
- ⑦ 善徳寺の系譜は普通、蓮如<sup>1</sup>・蓮真<sup>2</sup>・実円<sup>3</sup>・円勝<sup>4</sup>・祐勝<sup>5</sup>・空勝<sup>6</sup>・因勝<sup>7</sup>・顯勝<sup>8</sup>・支勝<sup>9</sup>と次第したように伝えられる。「城端御坊御由緒略記」(弘化三年)は蓮真を初代とし、「廓竜山善徳寺譜略記」・「福光掛所由来」は、初代を実円としている。さらに享保十二年二月十二日藩に提出した「城端村当御坊建初其外品々書上申帳」には明確に、「此寺ハ実円開闢」とうたっている。また、東京大学蔵の「瑞泉寺記録帳」も同じく実円からはじめているが、これは実円→円勝→寛勝→因勝→顯勝→支勝と記し、若干相違している。
- ⑧ 天文日記 五・二・廿八、十一・六・廿七、十二・十一・廿八、十三・二・二、十五・二・二、十五・八・廿、十六・二・二、十六・十一・廿八、十七・二・二など。
- ⑨ 勝安寺蔵「惣道場由緒書享和四年初春十日」  
なお当寺には、昭和七年四月十日、等井劫氏の編した「勝安寺川那部氏系譜」がある。裏書きなどに即して編述したもので信頼度の高い筆録である。
- ⑩ かりに勝安寺世代の中から祐珍にあてはまる人をさがすならば、年代の上から浄珍以外に考えようはない。⑪に示す如



く受珍は、慶長五年大溝に住し、その可能性はうすい。あるいは祐珍が世代からぬけているのかもしれない。浄珍―祐珍―受珍といけば、年代の上からみても合理的である。後日さらにくわしく検討したい。

⑪ この裏書きはその品目を欠いている。該寺蔵「裏書集」によると、宗祖御影とあり信じてよい。なお該寺にはこの他、大永四年十月廿三日、実如より「空道門徒 江州高島郡東方木郷南市浄祐下惣道場」に下附した方便法身像の裏書き、慶長五年五月二日、准如より、「江州高島郡大溝勝安寺受珍」に下附した御影の裏書きがある。この裏書きも品目が切りとられ不明だが、該寺蔵「御札其他写」によると、証如御影か、あるいは現在本堂に安置されている太子御影か、いずれかの裏書きである。両御影は全く同時に下附されているので、いまのところいずれか決定しかねる。

⑫ ⑧参照

⑬ 天文日記(十一・十二・廿七)

⑭ この場合、当然、明誓の歿年時が問題になる。しかしそれを明確に記録したものを知らない。ただ『天文日記』は一つの示唆を与える。即ち『天文日記』には、五年二月廿八日条以下しばしば明誓と祐珍の記事が出てくる。しかし明誓の名は天文十七年二月二日までで、以後は祐珍の名しかでない。このごろ明誓は、老衰して上山が不可能になったか、あるいは死亡したのであろう。

⑮ 本福寺跡書

⑯ 本福寺跡書

⑰ 赤野井別院蔵裏書き。ちなみに赤野井別院に現存する裏書きを紹介すると大凡つぎの如くである。

。親鸞聖人四幅絵伝 下付 蓮如寛正五・五・一四

宗主 願主 赤野井惣門徒中

。親鸞聖人御影、蓮如、明応七・十・廿八、赤野井蓮淳

。蓮如上人御影、実如、永正六・三・廿、赤野井願証寺蓮淳

。上宮太子真影、実如、永正九・八・廿八、赤野井願証寺蓮淳

。三朝高祖影像、実如、永正九・八・廿八、赤野井願証寺蓮淳

淳

なお寛正五・五・十四日、赤野井惣門徒中に親鸞四幅絵伝を下附しているが、それと同時に同惣門徒中へ宗祖御影を下ろしている。赤野別院横の福正寺に伝えている。

⑮ 井上鋭夫氏「大小一揆論」(『封建社会における真宗教団の展開』所収)

⑯ 谷下一夢氏「願証寺蓮淳について」(『竜大論集三六〇』)

⑰ 私心記 天文二・三・廿八、二・四・三、二・四・廿六、二・五・一、二・五・五、二・五・三十、二・六・十八、二・十・廿一、

⑱ 私心記、四・四・九条「雨降、光応寺殿御父子御上候 昼也」

⑳ 金沢市金石町本竜寺蔵

㉑ 本竜寺蔵梅原系譜では第四女となるが、瑞泉寺系譜では第三女となる。なお梅原系譜には第四女に註して「河内廻光室」と記し、横に「惠光寺敷」とある。瑞泉寺系譜には明確に「惠光寺延深室」とある。

㉒ 天文日記 七・八・十三

㉓ 佐々木芳雄氏「蓮如上人開創の寺院」(『蓮如上人研究』大谷派本願寺宗学院、宗学研究特輯号所収)

②6 本福寺由来記・本福寺跡書

②7 本福寺門徒記

②8 本福寺由来記「東近江衆 堅田法住ハイカニモ仏法ノ義サ  
ホトシカシカトナク候ト申サレタレハ、アフ 法住ハ仏法カ  
ウスク信モウスクアルソヤ ナレトモアレハ聖人ニムマレア  
ハレタル人ゾト信証院殿様オウセケルトカヤ」。『本福寺跡  
書』には、この法住の批判者について、「野州栗本の老衆」  
といっている。

②9 本福寺門徒記

③0 本福寺門徒記によると西は、臨終にあたって後悔し、本  
福寺明宗にわびたという。

③1 教団構成員の利害関係の不一致や、それにもとづく教団の

分裂については、拙稿「一向一揆の基礎構造」（大谷学報三  
七の三）を参照されたい。

③2 山科本願寺事並其時代事

③3 各地の各様な門徒という場合、畿内における中世教団を江  
北型門徒団、河内型門徒団、堅田型門徒団の三つの型に分類  
して考察した石田善人氏の「畿内の一向一揆について―その  
構造論を中心として―」（『日本史研究』一三三）は注意され  
てよいであろう。

③4 新潟県高田、浄興寺蔵

〔高島町にある明誓あて書状は堅田修助教授の示教によって知る  
ことが出来た。附記して謝意を表したい。〕